中国における日本の地名等に関する商標登録出願について

日本貿易振興機構北京事務所

ここ数年、中国において出願・登録されていない外国の商標について、無関係の第三者が先に当該商標を出願・登録する事例(いわゆる「冒認出願」)が大きな問題となっています。

この問題に対しては、中国商標法第31条において、他人がすでに使用している一定の 影響力を有する商標を不正な手段によって登録してはならないと規定され、異議申立や取 消申立により対抗できることとなっています。また、対象となる商標が地名である場合、 中国商標法第10条第2項により、中国において公知な外国地名であるとされれば、登録 できないことになります。

さらに、2013年8月に可決・成立した改正中国商標法(2014年5月1日施行) 第15条第2項において、契約・業務関係等を有する者(代理人等を除く)によってなされた冒認出願について、対象となる商標の使用者の異議申立により拒絶する規定が追加され、中国政府も冒認出願への対策を強化しようとしているところです。

このような状況において、日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所では、特許庁からの委託を受け、2007年度以降、中国国家工商行政管理総局商標局ウェブサイトにおいて提供されている検索ツールである「中国商標網」を用いて、日本の地名・地域ブランドの中国における商標出願・登録の状況の調査を毎年行ってきました。2012年度も引き続き調査を行い、日本の都道府県名、政令指定都市名及び地域団体商標についての調査結果を添付のとおり取りまとめました。

本調査結果については、日本の都道府県名、政令指定都市名及び地域団体商標の関係者、 商標権者等による出願も含まれていることから、すべてが冒認出願であるとは限りません。 あくまで地名等の出願・登録状況としてまとめたものであり、現状を把握するための情報 としてご活用ください。

冒認出願に対する具体的な対策の方法については、ジェトロが提供する「冒認出願対策 リーフレット」¹ 及び「中国商標権冒認出願対策マニュアル 2009 年改訂増補版」² をご 参照ください。また、上記「中国商標網」を用いた商標の検索方法については、「中国商標局

¹ 冒認出願対策リーフレット: http://www.jetro-pkip.org/upload_file/20080604000002.pdf

² 中国商標権冒認出願対策マニュアル 2009 年改訂増補版: http://www.jetro-pkip.org/upload file/2009061047400485.pdf

のデータベース(中国商標網)による商標検索マニュアル」³にまとめております。こちらを用いて、中国における商標の出願・登録状況を自ら確認することも可能です。

さらに、ジェトロ北京事務所では、以下のとおり「冒認商標問題相談窓口」を設置し、 電話・メールによる個別のご相談に対応しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

ジェトロ北京事務所「冒認商標問題相談窓口」

担当: 亀ヶ谷、小林、高村

連絡先:+86-10-6528-2781

メールアドレス: Akihisa_Kamegaya@jetro.go.jp

Masakazu Kobayashi@jetro.go.jp Daisuke Takamura@ietro.go.jp

³ 中国商標局のデータベース(中国商標網)による商標検索マニュアル: http://www.jetro-pkip.org/upload_file/20121213095802.pdf

2

中国における日本の地名等に関する商標出願・登録の調査結果(2012年度)

1. 目的

日本の都道府県名・政令指定都市名及び地域団体商標について、中国における商標出願・登録状況を調査し、出願の傾向等を把握する。

2. 調査方法

中国国家工商行政管理総局商標局ウェブサイトにおける「中国商標網」(中国商标网)を使用し、2013年2月に調査を実施した。「中国商標網」の使い方については、「中国商標局のデータベース(中国商標網)による商標検索マニュアル」4 参照。

(1) 都道府県名・政令指定都市名

- ① 「中国商標網」における商標総合検索機能(商标综合査询)を使用。
- ② 商標名称(商标名称)の項目に各都道府県名または政令指定都市名を中国簡体字により入力(名称中、「都」、「府」及び「県」は除外(例:「東京都」→「東京」(东京))。
- ③ 入力した名称と同一の名称を検索(精确)。

(2) 地域団体商標検索

- ① 「中国商標網」における商標総合検索機能(商标综合査询)を使用。
- ② 検索対象商標は日本特許庁ウェブサイトに掲載された地域団体商標(2013 年 1 月末現在)とし、当該商標を中国簡体字により入力。
- ③ 入力した用語を含む名称を検索(包含)。

(3) 出願人検索

- ① 「中国商標網」における商標総合検索機能(商标综合査询)を使用。
- ② 商標出願人(中文)(申请人名称(中文))の項目に各都道府県名を入力(名称中、「都」、「府」及び「県」を含む(例:「東京都」(东京都))。
- ③ 入力した用語を含む名称を検索(包含)。

⁴ 中国商標局のデータベース(中国商標網)による商標検索マニュアル: http://www.jetro-pkip.org/upload_file/20121213095802.pdf

3. 調査結果

(1) 都道府県・政令指定都市

都道府県及び政令指定都市の漢字名称だけで構成される文字商標(図形を用いた商標を除く。)であって、ピンイン・平仮名の読みを付記しているものを含む商標を対象として調査した。

その結果、既に拒絶・無効となった商標出願を除き、<u>都道府県名のうち28の名称</u>において、また<u>政令指定都市では4つの名称</u>において、日本の府県名及び政令指定都市名等とほぼ同一の商標出願が確認された(自治体による出願を含む。)。さらに、このうち岩手、静岡、鳥取、名古屋及び北九州を除く<u>25の府県名及び2つの政令指定</u>都市名については、審査を経て登録されている商標があることが確認された。

<出願されている都道府県名>

青森、<u>岩手</u>、宮城、秋田、福島、群馬、千葉、富山、石川、福井、長野、岐阜、<u>静岡</u>、愛知、三重、京都、兵庫、和歌山、<u>鳥取</u>、島根、山口、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、熊本、宮崎

<出願されている政令指定都市名>

川崎、浜松、名古屋、北九州

下線を付した地名は、日本の都道府県名及び政令指定都市名とほぼ同一の商標出願 (既に無効となった商標出願を除く。)において、登録された商標が無いもの。ただし、 異議申立中、取消審判中の案件は未登録として取り扱った。

また、2011年度調査との比較を行ったところ、下記道府県の名称の商標出願・商標登録に変化があった。

<新たに拒絶・無効とされた商標出願がある地名>5

青森、千葉、長野、三重、京都、兵庫、山口、宮崎、鹿児島、川崎

<新たに初審公告・登録された商標出願がある地名>6

福井、三重、京都、島根、山口、徳島、香川、愛媛、佐賀

⁵ 拒絶不服審判請求中の案件を含む。

⁶ 異議申立中の案件を含む。

(2) 地域団体商標

2013年1月時点で登録され、日本人が権利者である地域団体商標だけで構成される文字商標(図形を用いた商標を除く。)であって、ピンイン・平仮名の読みを付記しているものを含む商標を対象として調査した。

①中国等外国企業による出願

「南部鉄器」(21類:取消、35類登録)

「米沢織」(24類:拒絶)

「高岡銅器」(21類:2011年6月登録)

「九谷焼」(21 類: 2003 年 1 月登録、30 類: 2008 年 12 月登録)⁷

「美濃焼」(21類:2007年4月登録) 「常滑焼」(21類・35類:異議申立中)

「伊賀焼」(21類:拒絶)

「信楽焼」(21類:2012年3月登録)

「淡路瓦」(19類:拒絕)

「上野焼」(29類:2009年6月登録) 「八女茶」(30類:2011年7月登録)

「宮崎牛」(29類:拒絶)

②日本企業等による出願

「獄きみ」

個人による出願(31類:2010年9月登録)。日本の地域団体商標の 権利者はつがる弘前農業協同組合。

「米沢牛」

日本企業による出願(29類:拒絶)。日本の地域団体商標の権利者は 山形おきたま農業協同組合。

「江戸小紋」

日本企業による出願(3類:2005年11月登録)。日本の地域団体商標の権利者は東京都染色工業協同組合。

「加茂桐箪笥」

加茂商工会議所による出願(20類:2009年10月登録)。日本の地域団体商標の権利者は加茂箪笥協同組合。

「輪島塗」

日本企業による出願(21類:2011年1月登録、16類:2012年11月登録)。日本の地域団体商標の権利者は輪島漆器商工業協同組合。

⁷ 台湾企業による出願。日本の地域団体商標の権利者である石川県九谷陶磁器商工業協同組合連合会は、2008年4月に「九谷陶瓷」を商標出願したが、拒絶となっている。

「播州針」

日本企業による出願(28類:2010年9月登録)。日本の地域団体商標の権利者は兵庫県釣針協同組合。

「下関ふく」

日本企業による出願(29 類・31 類: 拒絶)。日本の地域団体商標の 権利者は下関連ア魚市場仲卸協同組合。

「小城羊羹」

日本企業による出願(30 類:拒絶)。日本の地域団体商標の権利者は 小城羊羹協同組合。

「知覧茶」

日本企業による出願(30類:2010年1月登録)。日本の地域団体商標の権利者は南さつま農業協同組合。

「石垣の塩」

日本企業による出願(30 類:拒絶)。日本の地域団体商標の権利者は 八重山観光振興協同組合。

③日本の権利者が関与した出願

「南部鉄器」

日本の地域団体商標の権利者である岩手県南部鉄器協同組合連合会による出願(21類: 拒絶不服審判中)。

「高岡銅器」

日本の地域団体商標の権利者である伝統工芸高岡銅器振興協同組合・ 高岡銅器協同組合による出願(21 類:2011 年4月登録、6 類:2011 年7月登録)。

「市田柿」

日本の地域団体商標の権利者であるみなみ信州農業協同組合・下伊那 園芸農業協同組合による出願(29類:拒絶)。

◆「みずなみ焼」

日本の地域団体商標の権利者である瑞浪陶磁器工業協同組合⁸による出願(21類: 拒絶不服審判中)。

「飛騨・高山の家具」及び「飛騨の家具」

日本の地域団体商標の権利者である協同組合飛騨木工連合会による出願(20類:2010年1月及び2月登録)。

「関の刃物」

日本の地域団体商標の権利者である協同組合岐阜県刃物会館からの出願(8類:2010年3月登録)。

⁸ 日本の地域団体商標の共同出願人である恵那陶磁器工業協同組合は、中国の商標出願の共同出願人とはなっていない。

◆「関の刃物」

日本の地域団体商標の権利者である協同組合岐阜県刃物会館による出願(8類:拒絶)。

「松阪牛」及び「松阪肉」

松阪市の依頼に基づく同市内の中国進出企業による出願(29 類及び43 類: 拒絶)。

「北山丸太」

日本の地域団体商標の権利者である京都北山丸太生産共同組合・京北 銘木生産共同組合による出願(19類:2011年4月登録)。

「京扇子」及び「京うちわ」

日本の地域団体商標の権利者である京都扇子団扇商工協同組合による 出願(20類:拒絶)。

「京石塔」

日本の地域団体商標の権利者である京都石材業協同組合による出願(19類:2012年5月出願)。

「豊岡鞄」

日本の地域団体商標の権利者である兵庫県鞄工業組合による出願(18類:2010年12月登録)。

「庵治石」

日本の地域団体商標の権利者である讃岐石材加工協同組合・庵治石開発協同組合・協同組合庵治石振興会による出願(19類:拒絶)。

「日田梨」

日本の地域団体商標の権利者である全国農業協同組合連合会による出願(31類:2012年4月登録)。

「本場奄美大島紬」

日本の地域団体商標の権利者である本場奄美大島紬協同組合による出願(24類:2010年11月登録)。

◆「琉球泡盛」

日本の地域団体商標の権利者である沖縄県酒造組合連合会による出願 (33 類: 拒絶不服審判中)。

なお、地域団体商標の権利者以外の者から出願された場合であっても、必ずしも冒認 出願ということではない。また、◆を付した出願は、中国の団体商標として出願したも の。